

## 横浜市技能文化会館条例の一部改正について

### 1 趣 旨

横浜市技能文化会館については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、㈱ファンケルホームライフが指定管理業務を行っています。

一方、駐車場について、横浜市技能文化会館の公の施設として、条例（以下「条例」という。）上、規定されていないことから、現況を踏まえ、横浜市技能文化会館の施設と一体の公の施設として位置づけるため、条例の一部改正を行います。

### 2 横浜市技能文化会館の施設概要

- (1) 所在地：横浜市中区万代町 2 丁目 4 番地 7
- (2) 規 模：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 8 階建て
- (3) 面 積：延床面積 6,057.27 m<sup>2</sup>
- (4) 主な施設：匠プラザ、多目的ホール、横浜しごと支援センター、会議室 等
- (5) 駐 車 場：機械式駐車場 収容台数 60 台 建築面積 154.67 m<sup>2</sup>

### 3 これまでの経緯

- 昭和 61 年 4 月 横浜市技能文化会館開館  
財団法人横浜市勤労福祉財団へ駐車場（普通財産）の無償貸付を行う。
- 平成 18 年 4 月 指定管理者制度導入  
株式会社ファンケルホームライフへ駐車場（普通財産）の有償貸付を行う。

【問題点】：駐車場を公の施設として、条例上、規定していないにもかかわらず、その管理・運営を指定管理業務としていた。

- 平成 21 年 4 月 公の施設に位置づける観点から、普通財産から行政財産に変更を行う。  
株式会社ファンケルホームライフへ駐車場（行政財産）の目的外使用許可を行う。

【問題点】：本来は財産の変更ではなく、駐車場を公の施設に位置付けるよう条例改正が必要であったが、駐車場の一部が教育文化センターの附置義務駐車場となっていたため、行政財産への変更にとどめざるを得なかった。

- 平成 22 年 4 月 他の場所で教育文化センターの必要台数分の駐車場を確保。
- 平成 22 年 6 月 第 2 回市会定例会に横浜市技能文化会館条例の一部改正を提案。  
⇒公の施設に位置づけることにより、条例上の規定と指定管理業務の整合を図ります。

- 平成 23 年 4 月 次期指定管理者による指定管理（予定）

平成20年度 横浜市技能文化会館の収支について

収入

(単位:千円)

科目	予算額	決算額	決算額内訳
利用料金収入	66,698	62,277	貸館収入39,930、 <u>駐車場収入22,018</u> 、 目的外使用料相当額(自動販売機等)329
自主事業収入	12,900	18,931	
その他収入	7,875	9,199	自販機収入873、 <u>教育文化センターからの駐車施設使用料5,000</u> 、 共益費等3,326
指定管理料	121,640	121,640	
収入合計	209,113	212,047	

支出

(単位:千円)

	予算額	決算額	決算額内訳
管理費	105,467	107,501	
事務費	25,866	29,956	
事業費	20,000	23,971	
<b>駐車場運営費</b>	10,882	10,715	保守点検費3,326、管理業務4,745、機械リース1,575、 公共財産賃借料1,069
設備保守点検費	35,257	30,710	
その他支出	11,640	3,252	
支出合計	209,113	206,106	

収支	0	5,941	
----	---	-------	--